

困難を有する子ども・若者の自立支援の場応援事業 Q&A

令和4年4月時点

長野県県民文化部子ども若者局次世代サポート課

Q 困難を有する子ども・若者支援に係る事業実績とは、どのような支援内容であればカウントできますか？（実施要綱第3の1の(1)のウ関係）

- A 本事業と同様の支援目的で実施された内容であれば、実績としてカウントできます。
具体的には、①困難を有する子ども・若者（ニートやひきこもり等、社会生活を円滑に営むことが難しいような状態で、義務教育修了後から概ね30代までの者をいう）に対する支援であって、②社会的自立に向けて進学・就労に関する具体的な支援を提供する内容であることを確認してください。

Q 個別支援計画とはどのような内容を備えた計画ですか？（実施要綱第3の1の(2)のアの①関係）

- A 支援対象者のアセスメント（状態、自立に向けた願い）を踏まえ、長期・短期の目標や目標を達成するための支援内容が備えられていることを想定しています。
決まった様式はありませんので、既に使用されている任意様式で同様の内容を備えている場合は、新たに様式を作成いただく必要はありません。

Q 「進学や就労等、自立支援の場による成果が明らかであること」とは？（実施要綱第3の1の(2)のアの②関係）

- A 実施主体において社会的自立（支援終了）の判断基準が明確に定められていることを求めています。例えば、「就労後〇ヶ月で定着が確認できたら終了」など。

Q 事業主体が個人の場合、第3の1の(1)のイの①の要件はどのようになりますか？（実施要綱第3の2の(1)関係）

- A 法人及び団体の場合は「設立後3年及び3事業年度が経過していること」という要件ですが、個人の場合は「活動開始後3事業年度が経過していること」と解釈してください。